

訪問リハビリテーション及び
介護予防訪問リハビリテーション
利用約款

社会医療法人 禎心会
老人保健施設 ら・ぷらーさ

訪問リハビリテーション及び 介護予防訪問リハビリテーション利用約款

(約款の目的)

第1条 老人保健施設ら・ぷらーさ（以下「当事業所」という。）は、要介護状態又は要支援状態に係る基準に該当された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人（以下「身元引受人」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション利用の際、「重要事項説明」の内容を理解し同意書を当事業所に提出した時点から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを利用することができるものとします。但し、本約款、重要事項説明書、別紙1、別紙2（本項において「本約款等」という。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

一 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

二 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当事業所に対して負担する一切の債務を極度額七十万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

一 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当事業所、当事業所の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当事業所は身元引受人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画及び介護予防サービス計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス（介護予防ケアプラン）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

- 2 身元引受人も前項と同様に利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション実施期間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

(当事業所からの解除)

第5条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの利用を解除することができます。

- 一 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- 二 利用者の居宅サービス計画及び介護予防訪問ケアプランに定められた利用時間数を超える場合
- 三 利用者及び身元引受人が、本約款等に定める利用料金を3ヶ月以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- 四 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- 五 利用者及び身元引受人が、当事業所、当法人の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷並びにハラスメント行為その他利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- 六 第3条第4項の規定に基づき、当事業所が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- 七 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により当事業所から訪問することが出来ない場合
- 八 3ヶ月以上利用がない場合
- 九 本約款「反社会勢力の排除の確認」条項の各号の確約に反する事実が判明した場合又は本契約締結後に利用者、身元引受人等が反社会勢力に該当する者となった場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当事業所は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者又は身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計金額を月末までに下記のいずれかの方法で支払うものとします。
 - 一 口座からの自動引き落とし
 - 二 金融機関への振込
- 3 当事業所は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたとき

は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

- 4 利用者の都合により利用をキャンセルする場合はご連絡下さい。その連絡が、前営業日 17 時 15 分以降の場合、キャンセル料をお支払い頂く事になります。

(記録)

第7条 当事業所は、利用者の訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 2 年間は保管します。

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当事業所は、身元引受人が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当事業所が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当事業所は、利用者及び身元引受人以外の親族が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止)

第9条 当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の事項を実施しております。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を年 1 回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 虐待防止のための指針を整備し、従業者に対して虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(個別サービス計画の作成及び変更)

第8条 当事業所は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画及び介護予防ケアプランの内容に沿って、サービス目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成にあたっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得、交付します。

(身分証明書携行義務)

第9条 当事業所のサービス従業者は身分証明書を常に携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた際は、いつでも提示します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第10条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- 一 サービス提供困難時の事業者間の連絡、照会等
- 二 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- 三 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- 四 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- 五 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第11条 当事業所は、サービスの提供中に利用者の心身の状態が急変した場合、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 当事業所は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(感染症や災害への対応力強化)

第13条 当事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう以下の体制を構築します。

- ① 感染症の発生及びまん延防止等に関する取組の観点から、感染委員会の開催、指針の整備、研修や訓練実施を行います。
- ② 業務継続計画の策定、研修の実施、訓練を実施し、日頃からの備えと業務継続に向けた取り組みを推進いたします。
災害への地域と連携した対応の強化に努めます。

(要望又は苦情等の申出)

第14条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当事業所の提供する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当者に申し出ることができます。又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

相談・苦情窓口 担当（電話 0162-29-4322）

(賠償責任)

第15条 訪問リハビリテーション及び介護訪問リハビリテーションの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合、利用者及び当事業所は、施設の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

(反社会勢力の排除の確認)

第17条 当事業所と利用者は、それぞれの相手方に対し、次の各号に掲げる事項を確約します。

- 一 自らが暴力団、暴力団関係者若しくはこれに準ずる者又は構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないこと
- 二 施設を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業員又は身元引受人等が反社会勢力ではないこと
- 三 反社会勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の行為又は業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(本約款に定めのない事項)

第18条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

訪問リハビリテーション重要事項説明書

(令和8年6月1日現在)

1 事業所の概要

介護保険指定番号 0156780017
開設年月日 平成11年 4月20日
施設名 社会医療法人禎心会 老人保健施設 ら・ぷら一さ
所在地 北海道稚内市栄1丁目24番2号
電話番号 0162-29-4322
FAX番号 0162-29-4323
管理者(施設長) 伊東 敏弘

2 事業所の職員体制

職 種	員 数	業務内容
管 理 者	常勤1名	施設管理業務
医 師	1名以上	利用者などの医学的管理
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1名以上	リハビリ業務

3 介護老人保健施設の目的と方針

○介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーション、介護予防事業といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

○この目的に沿って、当事業所では、利用者の意思および人格を尊重し、常にその立場に立ちサービスの提供に努めます。

○地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

4 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの概要

○訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションは、要介護者及び要支援者の家庭等で自立した生活を継続させるために作成された居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、理学療法・作業療法・言語療法等における機能訓練その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の療養生活の質の向上及びご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。サービスを提供するにあたっては、医師、担当リハビリテーションスタッフ、関係する看護、介護職員等の協議によって、訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画を作成します。

5 通常の事業の実施地域

稚内市全域を通常の事業の実施地域とします。

6 営業日及び営業時間

当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

(1) 通常営業日は、祝日を除く月曜日から金曜日までとします。

- ただし、12月30日から1月3日までは休日とします。
- (2) 通常営業時間は、8時45分から17時15分までとします。

7 サービス内容

当事業所の訪問リハビリテーションサービスは、要介護者の家庭等での生活を継続させるため立案された居宅サービス計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき。看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、計画の内容については同意をいただきます。

8 利用にあたっての留意事項

- 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション利用に当たり、主治医等へ情報提供を求めます。その際の文書料については実費となる場合があります。
- 他利用者への迷惑行為は禁止します。
- 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9 キャンセル料

利用日の前営業日17時15分以降の連絡につきましては、2,950円（税込）を申し受けることとなります。また、ご自宅へ訪問した後のキャンセルにつきましては5,900円（税込）を申し受けることとなりますので、ご了承ください。

※利用日が月曜日、休前日の場合はご注意ください。

※注意報・警報が発令されており利用の安全が確保されない場合は除きます。

※体調が悪く医療機関への受診が必要となる場合、若しくは、前日17時15分以降に受診された場合を除きます。受診された後、次回の利用についてご相談をさせていただきますので必ず事業所まで連絡を下さい。連絡のない場合はキャンセル料を申し受けることとなります。

※あらかじめ、お渡しした訪問予定表のご確認をお願いします。

10 緊急時・事故発生時の対応

緊急時・事故発生時の対応については以下のとおりとします。

- (1) 現に訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを行っている際に利用者の病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに速やかに管理者に報告し主治医に連絡します。
- (2) 事故が発生した場合は、管理者の指示を得て利用者の家族・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・市町村等に連絡し、必要な措置を講じます。また、事故が利用者の死亡その他重大な事故であるときは、速やかに道に報告をします。
- (3) (2)の事故状況及び事故に際してとった処置について記録を行います。
- (4) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。
- (5) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

11 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

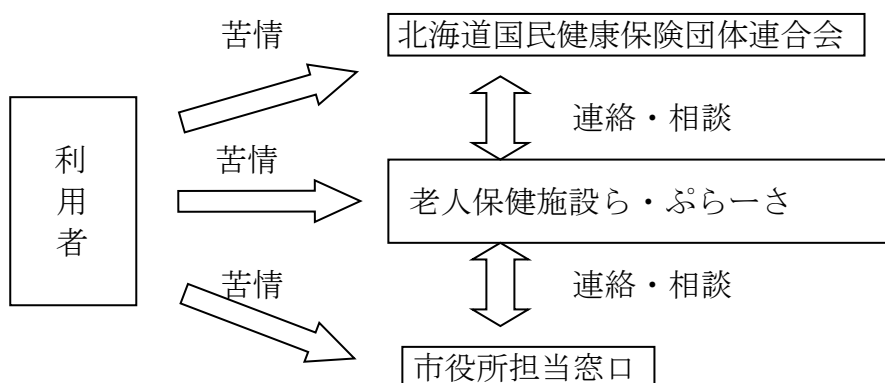
当施設は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

1 2 サービスの内容に関する苦情・相談

提供された看護・介護サービスに関して相談や苦情がある場合は、稚内市生活福祉部長寿あんしん課(電話 0162-23-6161)ほか、国民健康保険団体連合会(電話 011-231-5161)、もしくは事業所までご連絡ください。

事業所苦情・相談窓口 科長 菅野(電話 0162-29-4322)

《サービスに対する苦情への対応手順》



苦情処理の流れ

- ① 苦情・相談の受付とその内容の記録
- ② 問題点・対応策の検討
- ③ 対応策の実行(施設サービス計画の変更、サービス提供の改善・連絡調整)
- ④ 対応策実行後の結果の確認
- ⑤ 相談者への結果報告
- ⑥ 苦情処理の結果の記録、管理者への報告
- ⑦ サービス提供体制への改善提供

1 3 身体拘束の禁止について

当事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

1 4 虐待の防止

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の事項を実施しております。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を年1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 虐待防止のための指針を整備し、従業者に対して虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

1 5 掲示及び情報の提供

運営規程の概要及び職員の勤務体制、重要事項については事業所に掲示もしくはファイル等で備え置いております。また、当法人の方針に基づき、年度ごとの事業計画を立て、サービスの提供を行っております。財務内容を含め、閲覧を希望される方は、お申出下さい。

1 5 第三者評価の実施状況

1 あり	実施日	
	評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし
② なし		

訪問リハビリテーション及び 介護予防訪問リハビリテーション利用同意書

社会医療法人禎心会 老人保健施設ら・ぷらーさの訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを利用するにあたり、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション利用約款、重要事項説明書及び別紙１・別紙２を受領し、これらの内容に関して担当者からの説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

利 用 者	住 所	〒 ー				
		電話番号		FAX		
		Eメール				
	氏 名					
身 元 引 受 人	住 所	〒 ー				
		電話番号		FAX		
		Eメール				
	氏 名				続柄	
	勤務先	名 称				
		電話番号				
領 請 収 求 書 書 の 送 明 付 細 先 書 及 び	住 所	〒 ー				
		電話番号				
		Eメール				
	氏 名				続柄	

【緊急時及び事故発生時の連絡先（本約款第 11 条、12 条、重要事項説明書 10 項）】

* 上記の身元引受人と異なる連絡先の場合は記入願います。

住 所	〒 ー		
	電話番号		
氏 名			続柄

訪問リハビリテーション利用者負担金一覧表

(1) 介護報酬に係る利用者負担金(訪問リハビリテーション費)

区 分	項 目	金 額		
基本額	訪問リハビリテーション費（20分につき）	1割負担	2割負担	3割負担
		308 円	616 円	924 円
	理学療法士等が医師の指示に基づき、訪問リハビリテーションを行った場合。			
加算額	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（20分につき）	1割負担	2割負担	3割負担
		6 円	12 円	18 円
	理学療法士等のうち勤続年数が7年以上の者が1名以上いる場合。			
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（20分につき）	1割負担	2割負担	3割負担
		3 円	6 円	9 円
	理学療法士等のうち勤続年数が3年以上の者が1名以上いる場合。			
	短期集中リハビリテーション実施加算（1日につき）	1割負担	2割負担	3割負担
		200 円	400 円	600 円
	退院、退所、認定日から起算して3月以内に訪問リハビリテーションを実施した場合。			
	リハビリテーションマネジメント加算（イ）（1月につき）	1割負担	2割負担	3割負担
		180 円	360 円	540 円
	3月に1回以上リハビリ会議を実施し訪問リハビリテーション計画を見直している場合。 （理学療法士等が説明）			
	リハビリテーションマネジメント加算（ロ）（1月につき）	1割負担	2割負担	3割負担
		213 円	426 円	639 円
	上記加算（A）イの要件に加え、リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し、当核情報その他リハビリテーションの適切にかつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。			
	事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合	1割負担	2割負担	3割負担
		270 円	540 円	810 円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（1日につき）	1割負担	2割負担	3割負担
		240 円	480 円	720 円
	次の要件を満たす場合、1週に2日を限度として加算。 認知症であると医師が判断したものであって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その退院（所）日又は訪問開始日から3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行うこと。			
	退院時共同指導加算（1回につき）	1割負担	2割負担	3割負担
		600 円	1,200 円	1,800 円
	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師または理学療法士、作業療法士、若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算。			
	口腔連携強化加算（1回につき）	1割負担	2割負担	3割負担
		50 円	100 円	150 円
	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算。			
	移行支援加算（1日につき）	1割負担	2割負担	3割負担
		17 円	34 円	51 円
	退院、退所、認定日から起算して3月以内に訪問リハビリテーションを実施した場合。			
減算額	診療未実施減算（1回につき）	1割負担	2割負担	3割負担
		-50 円	-100 円	-150 円
訪問リハビリテーション事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合。 ※入院中リハビリテーションを受けていた利用者の退院後1ヶ月に限り減算を適用しない。				
介護職員等処遇改善加算（1月につき）		上記加算の合計単位数 × 1.5%		
月の利用回数や加算状況によって毎月の加算額が変動し、基本利用料と同様に負担割合に応じた自己負担が発生する。				

（２）介護報酬に係る利用者負担金（介護予防訪問リハビリテーション費）

区 分	項 目	金 額		
基本額	訪問リハビリテーション費（20分につき）	1割負担	2割負担	3割負担
		298 円	596 円	894 円
	理学療法士等が医師の指示に基づき、訪問リハビリテーションを行った場合。			
加算額	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（20分につき）	1割負担	2割負担	3割負担
		6 円	12 円	18 円
	理学療法士等のうち勤続年数が7年以上の者が1名以上いる場合。			
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（20分につき）	1割負担	2割負担	3割負担
		3 円	6 円	9 円
	理学療法士等のうち勤続年数が3年以上の者が1名以上いる場合。			
	退院時共同指導加算（1回につき）	1割負担	2割負担	3割負担
		600 円	1,200 円	1,800 円
	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師または理学療法士、作業療法士、若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算。			
	口腔連携強化加算（1回につき）	1割負担	2割負担	3割負担
50 円		100 円	150 円	
事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算。				
短期集中リハビリテーション実施加算（1日につき）	1割負担	2割負担	3割負担	
	200 円	400 円	600 円	
退院、退所、認定日から起算して3月以内に訪問リハビリテーションを実施した場合。				
減算額	診療未実施減算（1回につき）	1割負担	2割負担	3割負担
		-50 円	-100 円	-150 円
訪問リハビリテーション事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合。 ※入院中リハビリテーションを受けていた利用者の退院後1ヶ月に限り減算を適用しない。				
介護職員等処遇改善加算（1月につき）		上記加算の合計単位数 × 1.5%		
月の利用回数や加算状況によって毎月の加算額が変動し、基本利用料と同様に負担割合に応じた自己負担が発生する。				

○通常の実施地域を越えて訪問リハビリテーションを実施した場合

通常のサービス実施地域を越えて中山間地域に居住する方へのサービス提供を行った場合、訪問リハビリテーション費の5%が加算されます（20分につき）。

○利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合

利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合、所定単位数から1回につき30単位を減算します。
 ※3月に1回以上リハビリテーションを開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直している場合、減算を適用しない。
 ※利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合減算を適用しない。

個人情報の利用目的

介護サービスの利用者への医療・介護の提供に必要な利用目的

[介護老人保健施設及び在宅関連事業所での利用]

- 当事業所が医療・介護サービスの利用者等に提供する医療・介護サービス
- 介護保険事務
- 医療・介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・利用者の医療・介護サービスの向上

[他の事業所等への情報提供を伴う事例]

- 当事業所が利用者等に提供する医療・介護サービスのうち、
 - ・他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション等との連携
 - ・他の医療機関等からの照会への回答
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等の連携（サービス担当者会議）、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・家族等への病状説明
- 介護保険事務のうち、
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償責任保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

上記以外の利用目的

[当事業所の内部での利用に係る事例]

- 当事業所の管理運営業務のうち、
 - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当事業所の内部において行われる学生実習への協力
 - ・当事業所の内部において行われる症例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- 事業所の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

[第三者提供の例外]

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

